

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内 容		
(1)～(3) (略)	(略)		
(3) -2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-2第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第4欄及び第6欄に規定する機能に係る料金額は、平成31年度に適用します。		

2 料金額
2-1～2-1の4 (略)

2-2 端末系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 加入者交換機能	加入者交換機（簡易型交換機（契約者回線を収容する交換設備のうち当社が指定する交換機をいいます。以下同じとします。）及び加入者交換機と端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含みます。以下料金表第1表第1において同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに 0.47162円	—
	1秒ごとに 0.035532円		
(2)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)
(7) 加入者交換機回線対応部専用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機接続回線を収容する機能	24回線 (1.5Mbit/s相当)ごとに月額 16.493円	—
(8) 加入者交換機回線対応部共用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに 0.0022115円	—

2-2の2 (略)

2-3 市内伝送機能

区分	単位	料金額	備考
市内伝送機能	市内中継交換機（中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。）と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一単料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに 0.076943円	—
	1秒ごとに 0.0072326円		

2-4 中継系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 中継交換機能	市外中継交換機（中継交換機であって市内中継交換機以外のものをいいます。以下同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに 0.076943円	—
	1秒ごとに 0.00068868円		
(2) 中継交換機回線対応部専用機能	当社の中継交換機回線対応部に中継交換機接続回線を収容する機能	24回線 (1.5Mbit/s相当)ごとに月額 1.214円	—
(3) 中継交換機回線対応部共用機能	当社の中継交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに 0.00016426円	—

2-4の2 (略)

2-5 中継伝送機能
2-5-1 中継伝送共用機能

区分	単位	料金額	備考
中継伝送共用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を当社及び協定事業者が共用して通信を伝送する機能	1秒ごとに 0.0031077円	—

2-5-2 中継伝送専用機能の基本額
2-5-2-1 基本料

区分	単位	料金額	備考		
中継伝送専用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を専ら協定事業者が利用して通信を伝送する機能	ア 同一通信用建物内に終始する場合	(7) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額 9.063円	—
			24回線を 超える24 回線ごと に月額 8.644円		
		(4) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額 84.334円		
			672回線 相当月額 83.915円		
		(5) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額 252.163円		
			2,016回線 相当月額 251.744円		
		イ ア以外の場合であって同一単料金区域に終始する場合	(7) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額 9.896円	
			24回線を 超える24 回線ごと に月額 9.477円		
			(4) 672回線単位のもの	672回線 82.422円	

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内 容		
(1)～(3) (略)	(略)		
(3) -2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-2第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第4欄及び第6欄に規定する機能に係る料金額は、令和2年度に適用します。		

2 料金額
2-1～2-1の4 (略)

2-2 端末系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 加入者交換機能	加入者交換機（簡易型交換機（契約者回線を収容する交換設備のうち当社が指定する交換機をいいます。以下同じとします。）及び加入者交換機と端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含みます。以下料金表第1表第1において同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに 0.49208円	—
	1秒ごとに 0.038756円		
(2)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)
(7) 加入者交換機回線対応部専用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機接続回線を収容する機能	24回線 (1.5Mbit/s相当)ごとに月額 16.223円	—
(8) 加入者交換機回線対応部共用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに 0.0023070円	—

2-2の2 (略)

2-3 市内伝送機能

区分	単位	料金額	備考
市内伝送機能	市内中継交換機（中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。）と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一単料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに 0.077803円	—
	1秒ごとに 0.0076644円		

2-4 中継系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 中継交換機能	市外中継交換機（中継交換機であって市内中継交換機以外のものをいいます。以下同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに 0.077803円	—
	1秒ごとに 0.00068649円		
(2) 中継交換機回線対応部専用機能	当社の中継交換機回線対応部に中継交換機接続回線を収容する機能	24回線 (1.5Mbit/s相当)ごとに月額 1.124円	—
(3) 中継交換機回線対応部共用機能	当社の中継交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに 0.00016156円	—

2-4の2 (略)

2-5 中継伝送機能
2-5-1 中継伝送共用機能

区分	単位	料金額	備考
中継伝送共用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を当社及び協定事業者が共用して通信を伝送する機能	1秒ごとに 0.0033274円	—

2-5-2 中継伝送専用機能の基本額
2-5-2-1 基本料

区分	単位	料金額	備考		
中継伝送専用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を専ら協定事業者が利用して通信を伝送する機能	ア 同一通信用建物内に終始する場合	(7) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額 8.802円	—
			24回線を 超える24 回線ごと に月額 8.340円		
		(4) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額 79.694円		
			672回線 相当月額 79.232円		
		(5) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額 238.159円		
			2,016回線 相当月額 237.696円		
		イ ア以外の場合であって同一単料金区域に終始する場合	(7) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額 9.608円	
			24回線を 超える24 回線ごと に月額 9.146円		
			(4) 672回線単位のもの	672回線 87.347円	

			の (50Mbit/s相当)	ごとに月 額		
				672回線 相当月額	92,002円	——
			(イ) 2,016回線単位 のもの (150Mbit/s相当)	2,016回 線ごとに 月額	276,426円	
				2,016回 線相当月 額	276,007円	
	ウ アイ以 外の場合	(イ) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)		24回線ま で月額	10,406円	
				24回線を 超える24 回線ごと に月額	9,986円	
		(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)		672回線 ごとに月 額	97,368円	
				672回線 相当月額	96,949円	——
		(イ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)		2,016回 線ごとに 月額	291,266円	
				2,016回 線相当月 額	290,846円	

			の (50Mbit/s相当)	ごとに月 額		
				672回線 相当月額	86,885円	——
			(イ) 2,016回線単位 のもの (150Mbit/s相当)	2,016回 線ごとに 月額	261,116円	
				2,016回 線相当月 額	260,654円	
	ウ アイ以 外の場合	(イ) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)		24回線ま で月額	10,093円	
				24回線を 超える24 回線ごと に月額	9,631円	
		(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)		672回線 ごとに月 額	91,954円	
				672回線 相当月額	91,492円	——
		(イ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)		2,016回 線ごとに 月額	274,937円	
				2,016回 線相当月 額	274,475円	

2-5-2-2 加算料

区分	単位	料金額	備考
(1) 2-5-2-1ウ欄に規定する中継伝送専用機能を利用する区間の距離が10kmを超える場合の加算料	(イ) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	10kmを超 えること 24回線ご とに月額 25円	
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	10kmを超 えること 672回線 ごとに月 額 243円	——
	(イ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	10kmを超 えること 2,016回 線ごとに 月額 730円	
(2) 中継伝送専用機能を利用して当社が別に定める通信用建物と異なる市外中継交換機に接続する場合等の加算料	(イ) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線ご とに月額 833円	
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線 ごとに月 額 8,088円	——
	(イ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回 線ごとに 月額 24,263円	

2-5-2-2 加算料

区分	単位	料金額	備考
(1) 2-5-2-1ウ欄に規定する中継伝送専用機能を利用する区間の距離が10kmを超える場合の加算料	(イ) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	10kmを超 えること 24回線ご とに月額 25円	
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	10kmを超 えること 672回線 ごとに月 額 234円	——
	(イ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	10kmを超 えること 2,016回 線ごとに 月額 703円	
(2) 中継伝送専用機能を利用して当社が別に定める通信用建物と異なる市外中継交換機に接続する場合等の加算料	(イ) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線ご とに月額 806円	
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線 ごとに月 額 7,652円	——
	(イ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回 線ごとに 月額 22,957円	

2-5-2の2 中継交換機接続用伝送装置利用機能

区分	単位	料金額	備考
中継交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項の表中第4欄で接続する場合において、通信用建物に設置された中継交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備（50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限り、）とその中継交換機との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能	672回線 (50Mbit/s相当) ごとに月額 20,164円	——

2-5-2の2 中継交換機接続用伝送装置利用機能

区分	単位	料金額	備考
中継交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項の表中第4欄で接続する場合において、通信用建物に設置された中継交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備（50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限り、）とその中継交換機との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能	672回線 (50Mbit/s相当) ごとに月額 19,578円	——

2-5-3～2-6の3 (略)

2-5-3 (略)

2-7 信号伝送機能

区分	単位	料金額	備考
共通線信号網利用機能	ア (略)	1信号ごとに 0.011250円 (略)	国際系事業者、中継事業者又は特定端末系事業者に適用します。
	イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能		
	ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能		——

2-7 信号伝送機能

区分	単位	料金額	備考
共通線信号網利用機能	ア (略)	1信号ごとに 0.011636円 (略)	国際系事業者、中継事業者又は特定端末系事業者に適用します。
	イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能		
	ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能		——

2-7の2～2-10 (略)

2-7の2～2-10 (略)

2-11 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 市内通信機能	加入者交換機能と市内伝送機能を併用して、相互接続通信において同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに 0.59003円 1秒ごとに 0.060886円	中継事業者者に適用します。
(2) リルーティ	加入者交換機能、市内伝送機能、中継系交換機能及	1通信ごとに 0.71861円	中継

2-11 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 市内通信機能	加入者交換機能と市内伝送機能を併用して、相互接続通信において同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに 0.61319円 1秒ごとに 0.066312円	中継事業者者に適用します。
(2) リルーティ	加入者交換機能、市内伝送機能、中継系交換機能及	1通信ごとに 0.74826円	中継

ング通信機能	中継伝送共用機能を用いて、中継事業者が提供する仮想私設網サービス（以下「VPNサービス」といいます。）に係るリルーティング通話等の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.066646円	事業者に適用します。
(3) リルーティング指示に係る網保留機能	中継事業者が提供するVPNサービスに係るリルーティング通話を行うにあたって、リルーティング指示信号を受信してリルーティングを行うまでの間、加入者交換機、市外中継交換機及び加入者交換機と市外中継交換機の間の伝送路設備を保留する機能	1通信ごとに	0.018767円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
(4) 音声ガイダンス送出用接続通信機能	加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.039579円	――
	加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.044348円	――
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) リダイレクション網使用機能	当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.047710円	携帯・自動電話事業者、国際系事業者、中継事業者、P・S事業者又は端末系事業者に適用します。
	特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.040649円	

ング通信機能	中継伝送共用機能を用いて、中継事業者が提供する仮想私設網サービス（以下「VPNサービス」といいます。）に係るリルーティング通話等の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.072422円	事業者に適用します。
(3) リルーティング指示に係る網保留機能	中継事業者が提供するVPNサービスに係るリルーティング通話を行うにあたって、リルーティング指示信号を受信してリルーティングを行うまでの間、加入者交換機、市外中継交換機及び加入者交換機と市外中継交換機の間の伝送路設備を保留する機能	1通信ごとに	0.020357円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
(4) 音声ガイダンス送出用接続通信機能	加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.043723円	――
	加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.048061円	――
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) リダイレクション網使用機能	当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.051753円	携帯・自動電話事業者、国際系事業者、中継事業者、P・S事業者又は端末系事業者に適用します。
	特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.044337円	

第2表 工事費及び手続費

2 工事費の額					
2-1 工事費					
		区分	単位	料金額	備考
(1)～(32)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(33) 加入者交換機等接続回線設置等工事費	加入者交換機等接続回線設置等工事に要する費用	アイ以外の場合	672回線 (50Mbit/s相当) ごとに	161.948円	
		第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合	672回線 (50Mbit/s相当) ごとに	213.771円	

第2表 工事費及び手続費

2 工事費の額					
2-1 工事費					
		区分	単位	料金額	備考
(1)～(32)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(33) 加入者交換機等接続回線設置等工事費	加入者交換機等接続回線設置等工事に要する費用	アイ以外の場合	672回線 (50Mbit/s相当) ごとに	161.101円	
		第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合	672回線 (50Mbit/s相当) ごとに	211.042円	

附 則（令和2年4月1日西設相制第15号）
この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。